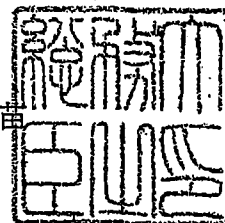




総行行第27号
平成27年2月6日

大阪市長 橋下 徹 殿
大阪府知事 松井 一郎 殿

総務大臣 山本 早苗



大都市地域における特別区の設置に関する法律第5条第2項に基づく協議
について（回答）

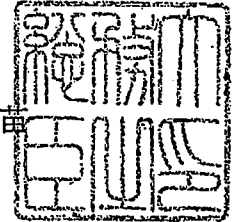
大都市地域における特別区の設置に関する法律（平成24年法律第80号）
第5条第2項に基づき、平成27年1月14日付け府大都第1133号及び大
大阪第164号において協議のありました特別区設置協定書（案）のうち、同
条第1項第5号及び第6号に掲げる事項（特別区とこれを包括する道府県の事
務の分担、税源の配分及び財政の調整に関する事項）については、特段の意見
はありません。



総行行第26号
平成27年2月6日

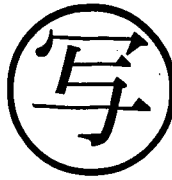
大阪府・大阪市特別区設置協議会会長
今井 豊 殿

総務大臣 山本 早苗



大都市地域における特別区の設置に関する法律第5条第5項に基づく意見

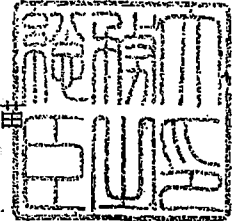
大都市地域における特別区の設置に関する法律（平成24年法律第80号）
第5条第4項に基づき、平成27年1月14日付け大大阪制第6号において報告のありました特別区設置協定書（案）については、同条第5項の規定に基づき、その内容について検討したところ、特段の意見はありません。



総行行第26号
平成27年2月6日

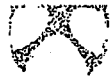
大阪市長 橋下 徹 殿

総務大臣 山本 早苗



大都市地域における特別区の設置に関する法律第5条第5項に基づく意見

大都市地域における特別区の設置に関する法律（平成24年法律第80号）
第5条第4項に基づき、平成27年1月14日付け大大阪制第6号において報
告のありました特別区設置協定書（案）については、同条第5項の規定に基づ
き、その内容について検討したところ、特段の意見はありません。

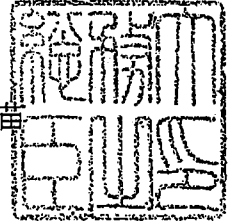


総行行第26号
平成27年2月6日

大阪府知事

松井 一郎 殿

総務大臣 山本 早苗



大都市地域における特別区の設置に関する法律第5条第5項に基づく意見

大都市地域における特別区の設置に関する法律（平成24年法律第80号）
第5条第4項に基づき、平成27年1月14日付け大大阪制第6号において報
告のありました特別区設置協定書（案）については、同条第5項の規定に基づ
き、その内容について検討したところ、特段の意見はありません。